

# 神奈川県町村会町村職員ほう賞規程

平成 15年 8月 29日 制定  
平成 19年 2月 22日 改正  
令和 5年 8月 9日 改正

## (目的)

第1条 この規程は、町村職員（町村が加入している一部事務組合の職員を含む。以下同じ。）で顕著な業績又は職員の模範として推奨すべき功績のあった者をほう賞してその功労に報い、もって職員全般の勤労意欲の高揚及び業務能率の向上を図り、町村行政の発展に資することを目的とする。

## (ほう賞の種類及び対象)

第2条 ほう賞は、次の2種類とする。

### (1) 業績賞

業績賞は、次のような業績があった者（チーム等の団体を含む。以下同じ。）に対して行う。

- ア 重点事業、新規事業等への取組みが顕著なもの
- イ 緊急、困難事案等への対応が顕著なもの
- ウ 公務能率等の向上が顕著なもの
- エ 研究成果等が顕著なもの
- オ その他顕著な業績をあげたもの

### (2) 地域医療業績賞

地域医療業績賞は、医師として10年以上勤務し、地域医療に貢献して顕著な業績のあった者に対して行う。

## (選考及び決定)

第3条 被ほう賞者は、次の区分による町村長等の推薦に基づき、正副会長会議による選考を経て会長が決定する。

- (1) 町村職員にあっては町村長
- (2) 一部事務組合職員にあっては管理者
- (3) 複数の町村の職員で構成されたチーム等の団体にあっては会長

2 前条第1号に規定する業績賞の推薦は、各町村について2名以内とする。

ただし、団体についてはこの限りではない。

## (ほう賞の方法)

第4条 ほう賞は、会長が表彰状を授与して行う。

2 ほう賞にあたっては、記念品を表彰状に添えて授与することができる。

## (ほう賞の時期)

第5条 ほう賞は、毎年度1回定期に行うこととし、その時期は別に定める。

## (ほう賞の推薦手続き)

第6条 町村長等がほう賞の推薦をしようとする場合は、次に掲げる書類に必要な事項を記載し、会長に提出するものとする。

なお、取り組みの途中であっても、当該町村長等が時機を得ていると認めるとときは推薦することができる。

(1) 業績賞(地域医療業績賞)推薦書（別紙様式）

(2) その他参考となる書類

(表彰名簿の作成)

第7条 本会は、表彰名簿を作成し、これを永く保存する。

(実施細目)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成15年8月29日から施行し、平成15年度表彰から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 神奈川県町村会自治功労者表彰要綱（昭和54年1月18日制定）

(2) 神奈川県町村会町村職員自治功労者表彰要綱（昭和54年1月18日制定）

(3) 神奈川県町村会町村職員ほう賞要綱（昭和54年1月18日制定）

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年8月9日から施行する。

別紙様式（第6条関係）

業績賞（地域医療業績賞）推薦書

年　月　日

神奈川県町村会長 殿

団体名

町村長等氏名

印

業績賞

神奈川県町村会表彰規程に基づき、次の者を 地域医療業績賞 の候補者として推薦します。

所属名		職名	
ふりがな 氏名 (団体の場合団体 名・代表者名)		年齢	
推薦理由			
その他参考となる書類			

注1 チーム等団体の場合は、構成員の所属名、職名、氏名、年齢を別紙で添付すること。

注2 「その他参考となる書類」欄は、業績等に関する資料を添付した場合に記載すること。